

## 会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領

(平成 23 年 3 月 17 日決裁) (全改)

(平成 24 年 10 月 24 日決裁)

(平成 25 年 8 月 26 日決裁)

(平成 25 年 12 月 13 日決裁)

(平成 30 年 9 月 10 日決裁)

(平成 31 年 3 月 12 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 この要領は、会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱（平成 21 年 6 月 18 日決裁）第 2 条に規定する総合評価方式の対象となる工事の契約について適用する。

(調査基準価格)

第 3 条 契約権者（会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）第 2 条第 10 号に定めるものをいう。以下同じ。）は、前条に規定する対象工事に係る契約を入札に付そうとするときは、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、契約ごとに定めるものとし、その算定方法については、別に定める。ただし、郵便入札又は電子入札における再度の入札を行う場合は、改めて調査基準価格を設定することとする。

3 事務の適正な執行を確保するため、調査基準価格等調書に、調査基準価格及び当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を記載するものとする。

4 調査基準価格は、公表しないものとする。

(失格基準価格)

第 4 条 契約権者は、調査基準価格を下回る額で入札を行った者のうち、第 7 条の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする基準の価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、契約ごとに定めるものとし、その算定方法については、別に定める。ただし、郵便入札又は電子入札における再度の入札を行う場合は、改めて失格基準価格を設定することとする。

3 事務の適正な執行を確保するため、調査基準価格等調書に、失格基準価格及び当該失格基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を記載するものとする。

4 失格基準価格の公表は、「会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領」（平成 20 年 5 月 30 日決裁）によって行うものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 契約権者は、入札の公告に地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定による調査基準価格の設定がある旨並びに第 4 条の規定による失格基準価格の設定がある

旨を記載するとともに、次に掲げる事項について、入札執行の際に十分な説明を行い、入札参加者へ周知徹底を図るものとする。

- (1) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。以下「最高評価値入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (4) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、第7条の調査を行わず、落札者としな

いものとする。

（調査基準価格を下回る価格による入札）

第6条 入札執行者は、最高評価値入札者の入札価格（失格基準価格の額以上の価格のものに限る。）が調査基準価格を下回る額であった場合には、「入札参加資格を有していると認められた者に対して低入札価格調査を実施し、落札者を決定する」旨を告げて入札を終了する。

- 2 前項の場合において、契約権者は、当該最高評価値入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を実施し、これを判断するものとする。

（調査の実施）

第7条 契約権者は、前条第2項に定める調査を行うに当たり、会津若松市建設工事低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、当該工事を所掌する工事担当部長を長とし、担当課長、担当グループリーダー及び積算担当員で構成するものとする。
- 3 調査委員会は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査を行うものとする。
  - (1) その価格により入札した理由及び入札価格内訳書
  - (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
  - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
  - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
  - (5) 手持資材の状況
  - (6) 資材購入先及び当該購入先と入札者の関係
  - (7) 手持機械数の状況
  - (8) 労務者の具体的供給見通し
  - (9) 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況
  - (10) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況）
  - (11) その他必要な事項
- 4 工事担当部長は、前項の調査を行う上で必要と認める場合には、構成員以外の者に調査を依頼し、意見を求めることができる。

（落札者の決定）

第8条 契約権者は、調査の結果を踏まえ、当該最高評価値入札者の入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、その者を落札者と決定する。

2 契約権者は、調査の結果を踏まえ、当該最高評価値入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最高評価値入札者の次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。）を落札者と決定する。

3 前項に規定する場合において、次順位者の入札価格（失格基準価格の額以上の価格のものに限る。）が調査基準価格を下回る入札であったときには、当該次順位者の入札価格につき前条及び前2項の規定を準用する。

（落札者等への通知等）

第9条 契約権者は、前条第1項の規定により、最高評価値入札者を落札者と決定したときは、直ちに、その者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を周知するものとする。

2 契約権者は、前条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、最高評価値入札者に対しては次順位者が落札した旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を周知するものとする。

（調査結果の概要の公表）

第10条 契約検査課長は、契約締結後、遅滞なく、調査結果の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りでない。

2 公表の方法は、契約検査課において公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3 公表期間は、契約締結日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 2 条の規定による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。